

農薬販売者のみなさまへ

○農薬販売届書の様式改正について

国の農薬取締法施行規則の改正により、農薬販売（廃止、変更）届の様式が改正され、押印が不要となったことを受け、農薬販売届、農薬販売変更届、農薬販売廃止届、農薬販売廃止届、農薬販売届出票再発行申請書の各様式を改正しました。様式は、病虫害防除所ホームページに掲載しています。なお、当分の間、改正前の様式による提出も可とします。

○農薬の販売に当たっては、次の事項を遵守し、農薬の安全で適正な流通に努めてください。

1 販売者の届出（法第17条）

農薬を販売する場合には、知事への届出が必要です。また、販売を廃止することも含め、以下の届出内容に変更が生じた場合は、変更等が生じた日から14日以内に届出が必要です。

インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあつては、販売者の事務所その他これに準ずる場所を、別記様式の「販売所の所在地」に記載すること。

- (1) 本社の住所、名称及び代表者を変更した場合
- (2) 販売所の住所及び名称を変更した場合
- (3) 販売所を追加及び一部廃止した場合

2 無登録農薬の販売禁止等（法第18条）

販売者は、特定農薬を除き、法に基づく登録を受けた農薬でなければ、販売できません。

また、農林水産大臣から、表示の変更や販売禁止の指示があれば、これに従う必要があり、さらに、販売禁止の指示のあった農薬を販売した販売者には、当該農薬を回収するよう努力することが求められています。

3 帳簿の記載及び保存（法第20条）

販売者は、農薬の種類別に譲受数量及び譲渡数量が分かる帳簿を作成し、少なくとも3年間（毒劇物は5年間）は保管することが義務付けられています。様式は任意ですが、農薬名、受入・払出年月日を記帳し、日々の在庫数量を明らかにする必要があります。

また、法第26条第1項に基づく水質汚濁性農薬（シマジン）については、譲渡先別の数量まで記録する必要があります。

ポスシステム等電算管理の場合は、農薬のみを抽出して印刷・保存が可能であれば帳簿に代えることができます。

4 虚偽の宣伝等の禁止（法第21条）

販売者が農薬の有効成分の含有量や効果に関して虚偽の説明や宣伝をすることや、農薬ではない殺虫剤や殺菌剤、除草剤等について農薬登録があると誤認させるような説明や宣伝をすることは禁止されています。

5 農薬ではない除草剤の取扱について（法第22条）

除草剤の中には、農薬ではないものがあります。このような、農薬ではない除草剤の販売に際しては、その容器又は包装及びその販売所に「農薬として使用することができない」旨の表示が必要です。

農薬ではない除草剤の購入者へ、農作物の管理には使用できない旨の説明をしてください。

6 立入検査と報告・命令（法第29条）

農薬販売者に対し、国や道の農薬取締職員は、販売所等必要な場所に立ち入り、その業務や帳簿、書類、その他の必要なものを検査できるとともに、その業務に関する報告を求められます。

また、この検査は原則的に無通告での実施となりますので、御協力をお願いします。

農薬取締職員は、農薬取締職員の証明書を携帯し、立入検査に際して農薬販売者から要求があったときは、これを示すこととしています。

7 毒物及び劇物に該当する農薬の販売

毒物及び劇物に該当する農薬の販売に当たっては、毒物及び劇物取締法に基づく販売業の登録手続きが必要なため、保健所で所定の手続きを行ってください。

販売に当たっては、購入者の記名・押印が必要です。

また、身分証明書等により購入者の身元を十分確認の上、使用目的が不明瞭である場合等には、販売を行わないこととし、挙動不審な場合は、速やかに警察に通報してください。

8 その他、販売に当たっての注意事項

(1) 農薬の保管について

農薬の保管場所は、盗難や不測の事故等を防止するため、他の商品と区分し、施錠できる施設で適切に保管してください。

また、毒物及び劇物取締法、消防法によって保管管理の方法が定められている農薬は、それぞれの法規に基づき、区分して保管してください。

(2) 店舗での農薬の陳列について

農薬は、農薬ではない除草剤や食品等、他の商品と区分して陳列してください。

(3) 有効期限

登録失効及び有効期限の過ぎた農薬は品質の変成などによって効果が十分得られないことや、農作物や人畜に対し思わぬ被害を与える恐れもありますので、販売せず、仕入先への返品あるいは廃棄物処理業者に処理を委託するなど、適正な処理をお願いします。

(4) 購入者への助言

平成15年の農薬取締法の改正により、全ての農薬使用者が遵守すべき使用基準が定められました。

農薬を販売する際には、購入者に、農薬容器のラベルに記載された事項（「適用作物」、「使用量及び希釈倍数」、「使用時期」及び「総使用回数」）を必ず守って農薬を使用するよう、助言をお願いします。

(5) 農薬販売届出票

法令に基づく届出をした販売者であることを明らかにするため、農薬販売届出票を販売所に保管するようお願いします。